

○○株式会社御中

同 意 書

私（以下、インターン生という）は、○○株式会社（以下、貴社という）におけるインターンシップに關し、下記のとおり同意します。

記

1. 貴社の諸規則を誠実に遵守し、貴社の信用を傷つけ、または貴社に不名誉となる行動をとらないこと。
2. インターンシップ期間中およびインターンシップ終了後を問わず、インターンシップ期間中に、貴社、その顧客およびその活動について、知り得た知識または情報について、それが公知のものもしくは既に自ら知っていたこと、または第三者から秘密保持の義務なく入手したものでない限り、貴社の事前の書面による同意なしには、それを第三者に漏洩しないこと。
3. インターンシップによって得られた成果を公表する場合は、事前に貴社及び○○大学の書面による了解を得ること。なお、本同意書において「成果」とは、インターンシップに基づき得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の一切の技術的成果をいう。
4. インターンシップにおいて、創造された成果、またはインターンシップ終了後においてインターンシップ中に知り得た知識または入手した情報を使用して創造した成果について、発生したノウハウ、著作権（著作権法第27条及び第28条所定の権利を含む）、産業財産権を受ける権利及びそれから得られる産業財産権等の知的財産権、その他の権利は、別の定めのない限り、貴社または○○大学に帰属または承継することに同意すること。
5. 前項に基づき貴社がインターン生のなした発明等を承継する場合、貴社が貴社規定に基づく対価をインターン生は受け取ることができる。共同でなした発明等を承継する場合は発明者寄与率に基づいた対価をインターン生は受け取ることができる。
6. インターンシップ終了後速やかに、インターンシップ実施期間中に得られた成果について、報告書を作成し、貴社の指導担当者及び○○大学の責任教員に承認を得ること。

7. インターンシップ中に入手した一切の資料は、原則、インターンシップ終了と同時に返還するものとし、貴社の許可なく、これを自ら保管、複製または社外に持ち出さないこと。
8. 貴社の安全上の規則及び指示等を遵守するとともに、大学所定の傷害及び責任賠償保険に加入すること。万一、故意もしくは過失または貴社の諸規則もしくは指示等に違反した行為により、インターン生、貴社、貴社の従業員またはその他の第三者に損害が発生した場合には、法令によって処理されること。また、自身の故意または重過失による場合を除き、インターン生が加入する保険をもって損害の補償にあてるものとする。
9. 次のいずれかの事由が発生した場合、インターンシップが即時中止することがあることを了解すること。
 - ①同意書に違反した場合
 - ②○○大学と貴社が締結している「研究インターンシップ実施契約書」に違反した場合
 - ③無断でインターンシップを欠勤した場合
 - ④インターンシップが継続できない健康状態となった場合、または天災その他やむを得ない事由のためインターンシップの実施が継続困難又は不適当となった場合
 - ⑤インターンシップのために提出した書類に重大な虚偽の記載があった場合

以上

氏名：
住所：
大学名：

印